

職業安定分科会雇用保険部会（第 211 回）	参考資料 4
令和 8 年 9 月 4 日	
第 8 4 回 社会 保 障 審 議 会 年 金 事 業 管 理 部 会 令 和 8 年 7 月 2 4 日	参考資料 2

雇用保険・厚生年金データの学術利用の事業（案）の 関係規程の概要

- 雇用保険及び厚生年金のデータの学術利用に関する厚生労働省と東京大学の
合意書（案）概要 P 1
- 保険年金データの利用に関するガイドライン（案）概要 P 4
- 保険年金データの学術利用のためのオンサイト環境に係る運用管理規程（案）
概要 P 6

雇用保険及び厚生年金のデータの学術利用に関する 厚生労働省と東京大学の合意書（案）概要

1 合意書の概要

行政保有データの学術研究利用のため厚生労働省から東京大学に対し、雇用保険及び厚生年金のデータ（以下「保険年金原データ」という。）を提供するに当たって、厚生労働省と東京大学の役割分担、データの管理に係る安全管理体制や二次利用に関する制限など、事業の実施に必要な内容を定めるもの。

2 合意書の項目等

○ 合意書においては、以下の内容について定めている。

条項	規定の内容
第1条（総則）	・ 合意書の趣旨、事業の目的等
第2条（用語の定義）	・ 合意書における用語の定義
第3条（役割分担）	・ 事業において厚生労働省が合意書に基づき保険年金原データを提供する旨 ・ 東京大学が保険年金データの管理及び二次提供を行う旨 等
第4条（管理体制）	・ 東京大学が負う安全管理体制の整備 ・ 運用チームにおける管理業務の内容 等
第5条（運営委員会）	・ 保険年金データの二次提供の可否の判断を行う運営委員会の構成員・役割 等
第6条（保険年金原データの管理）	・ 東京大学における保険年金原データの管理 等
第7条（秘密保持）	・ 東京大学における保険年金データの秘密情報保持措置 等
第8条（保険年金データの保管に係る安全管理措置等）	・ 東京大学が保険年金データの管理のため組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置等を講ずる旨 等
第9条（利用の制限）	・ 保険年金データの利用は合意書に記載の目的・範囲内に限定され、二次提供に係る利用者以外の第三者への譲渡・貸与等による利用は行わない旨

第 10 条（業務の外部委託）	等 ・ 東京大学が保険年金データの保管等を第三者に委託してはならない旨 ・ 利用する情報機器の維持、保守の作業を第三者に委託する場合は厚生労働省に報告しなければならない旨 等
第 11 条（保険年金原データの障害）	・ 東京大学が保険年金原データの提供媒体を受領後に当該媒体にエラー等がある場合は遅滞なく申し出る旨 等
第 12 条（報告事項）	・ 東京大学が運用チームまたは運営委員会の委員を変更する場合等は直ちに厚生労働省に報告する旨 等
第 13 条（有効期間）	・ 合意書は締結日から第 17 条の規定に基づき合意が解除されるまで有効である旨
第 14 条（実地監査等）	・ 厚生労働省は保険年金原データ等の利用環境について東京大学に対して実地監査を行うため、東京大学の業務を不当に妨げない限度において研究施設等に立ち入り、実地監査のための必要な書類の閲覧を求めることができる旨 等
第 15 条（データの紛失・漏えい等）	・ 東京大学が保険年金データを紛失し、情報が漏えいしていること等が判明した場合は直ちに厚生労働省に報告し、必要な対処等を実施するものとする旨 等
第 16 条（管理・利用状況の報告）	・ 東京大学は保険年金データの管理状況、二次提供状況、研究進捗及び利用結果等について厚生労働省へ報告するものとする旨 等
第 17 条（解除）	・ 厚生労働省は東京大学が合意に違反し、当該違反が是正されない場合等に東京大学に対する通知により合意を解除することができる旨 等
第 18 条（合意に違反した場合の措置）	・ 東京大学が合意に違反した場合等に厚生労働省が保険年金原データの返却等を行わせることができる旨 等

第 19 条（厚生労働省の免責等）	・ 厚生労働省からの保険年金原データの提供が遅れる等の場合の取扱い 等
第 20 条（存続条項）	・ 契約終了後であっても条項の性質により効果の存続がある場合は効力を有する旨
第 21 条（費用負担）	・ 合意の履行に関する費用負担については厚生労働省及び東京大学で別途協議の上定める旨
第 22 条（協議）	・ 合意に定めのない事項等については厚生労働省及び東京大学で信義誠実の原則の下に協議の上解決する旨
第 23 条（試行期間及び一般公募の開始）	・ 試行期間における東京大学内の研究グループによる試行利用及び一般公募の開始時期について定める旨

保険年金データの利用に関するガイドライン（案）概要

1 ガイドラインの概要

行政保有データの学術研究利用のため厚生労働省から東京大学に対し提供する雇用保険及び厚生年金のデータについて、東京大学から利用者に対して提供する場合の申請手続、申請書の審査基準、利用上の安全管理措置など、事業の実施に必要な内容を定めるもの。

2 ガイドラインの項目等

○ ガイドラインにおいては、以下の内容について定めている。

条項	規定の内容
第1 ガイドラインの目的	・ ガイドラインの趣旨 等
第2 用語の定義	・ ガイドラインにおける用語の定義
第3 保険年金データの提供 申請手続	・ 提供申請書と提供データの取扱い単位 ・ 申請研究グループの構成 ・ 提供申請書の記載事項 等
第4 提供申請に対する審査	・ 保険年金データの提供可否を判断する審査主体 ・ 保険年金データの提供可否の審査基準 等
第5 提供申請／変更申請が 承諾された後の手続	・ 手数料の納付 ・ 提供申請書の記載事項等に変更が生じた場合の対応 等
第6 保険年金データ利用上 の安全管理措置等	・ 他の情報との照合禁止 ・ 安全管理措置 等
第7 研究成果等の公表	・ 研究成果の公表 ・ 最終生成物及び公表物の満たすべき基準 等
第8 保険年金データの利用 後の措置等	・ 保険年金データの利用が終了した場合の措置 ・ 保険年金データの再検証が必要となった場合の措置 等
第9 保険年金データの不適 切利用への対応	・ 研究グループが保険年金データについて契約違反をした場合の措置 等
第10 東京大学による実地監 査	・ 東京大学による利用者又は最終生成物利用者の保険年金データ等の利用環境の実地検分及びヒアリ

第 11 その他	ングの実施 等 ・ ガイドラインの改正に関する定め
----------	--

保険年金データの学術利用のためのオンサイト環境に係る 運用管理規程（案）概要

1 運用管理規程の概要

本運用管理規程は、情報資産毎のリスク分析を踏まえた、取扱区域内におけるセキュリティ対策を担保するため、「厚生労働省と東京大学の合意書」第8条に規定する具体的な安全管理措置等を定めるものとして、厚生労働省から匿名化した保険年金原データの提供を受ける東京大学が、個人情報保護と情報セキュリティの観点から遵守すべき事項を規定するもの。

2 運用管理規程の項目等

○ 運用管理規程においては、以下の内容について定めている。

条項	規定の内容
1. 基本方針と管理目的	・ 運用管理規程の趣旨、運用管理の目的 等
2. 用語の定義	・ 運用管理規程における用語の定義
3. 適用範囲	・ 取扱区域における保険年金データ等に携わる業務、情報技術等に適用する旨
4. 保険年金データ等の管理 に係る安全管理措置等	・ 東京大学が講じるべき安全管理措置 ・ 保険年金データ等の取扱区域を特定し、立ち入りを管理及び制限するための措置を講じる旨 ・ 端末等において保険年金データ等を処理できる者を限定するための措置を講じる旨 ・ 保険年金データ等の漏洩、滅失、毀損を防止するため適切な措置を講じる旨 等
5. 運用管理	・ 保険年金データへのアクセスは、システム管理の実務に知見のある者に限る旨 ・ 権限の承認者と権限を付与され業務を行う者は一括としないよう職務権限分離をする旨 ・ 取扱区域におけるアクセスログを取得し定期的なログ確認をする旨 ・ 実施場所及び利用場所の端末はインターネット接続を遮断し、閉域 LAN により接続する旨

6. 自己点検	・ 生成物の取扱区域からの持ち出しの承諾を得た場合を除き、保険年金データ等について取扱区域外へは持ち出させない旨 等 ・ 東京大学オンサイトリサーチセンターの運用に係る自己点検規程を作成し、自己点検を実施する旨等
7. 外部からの問い合わせ	・ 保険年金データの学術利用についての外部からの問い合わせに速やかに対応する旨
8. 補則	・ 運用管理規程の実施に必要となる具体的な取扱い等について別に定める旨